

## 学校法人昭和薬科大学評議員の報酬等の支給の基準

令和 2 年 4 月 1 日 制定

令和 7 年 4 月 1 日 改正

### (目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人昭和薬科大学（以下「本法人」という。）の評議員の報酬等  
に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員の報酬等とは、報酬、退職金その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この評議員の報酬等には、本法人常勤職員給与規程に基づくものを含まない。
- (2) 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第 3 条 評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 報酬
- (2) 退職金

### (報酬の算定方法)

第 4 条 評議員に対する報酬の額は、次のとおりとする。

評議員 報酬年額 20 万円

- 2 評議員に特別の業務を委嘱したときは、前項の規定とは別に、理事会で決定する報酬を支給することができる。

### (退職金の算定方法)

第 5 条 評議員に対する退職金の額は、次のとおりとする。

在任 1 期につき 10 万円

- 2 在任数の計算は寄附行為の定める任期年数（3 年）を 1 期とし、任期中に退職する場合は、在職月数に応じた月割り計算とする。
- 3 月数の計算は、就任の日から起算して暦に従って計算し、1 か月に満たない端数が生じたときは 1 か月とする。

### (報酬等の支給方法)

第 6 条 評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬は、1 月から 6 月までの報酬を 6 月に、7 月から 12 月までの報酬を 12 月に、2 分の 1 ずつ支給する。

(2) 退職金は、死亡退職による場合は死亡の日、辞任の場合は理事会において届けを受理した日、又任期満了による退職の場合は後任者が選任された日の後に支払う。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。ただし、本人が死亡した時は法定相続人に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (費用)

第7条 評議員には、本法人役員・評議員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### (報酬の日割り計算方法)

第8条 新たに評議員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 評議員が退任し、又は解任された場合は、当該日までの報酬を日割り計算によって支給する。

#### (端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

#### (改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

#### 附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

理事会における最終確認日：令和7年5月23日